

[事案 2024-56] 損害賠償請求

・令和6年10月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明義務違反を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年1月に契約した個人年金保険（被保険者・年金受取人：申立人、契約者：夫）について、以下の理由により、贈与税額の半額に相当する額を支払ってほしい。

- (1) 契約締結の際、募集人から、年金開始時の年金受給権の評価額に対して贈与税がかかるという説明がなかった。当時の贈与税の基礎控除額が60万円であったので、年金年額が仮に80万円であれば、80万円から基礎控除額60万円を控除した残りの額に贈与税が課税されるものと思っていた。
- (2) 税制が変更になるのは常としても、契約当時、年金受給権総額について高い税率がかかるとの認識があれば受取人を契約者である夫としていたはずであるが、そのことを検証した記憶はない。
- (3) 本契約は、平成7年当時の古い契約であり、双方の記憶が曖昧であること等に鑑みて、現在の税制での贈与税額を双方が負担するとの考えで、その半額を解決金として請求する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険会社は保険契約の内容についての説明義務を有するが、課税上の取扱いは生命保険契約の内容を構成するものではなく、説明義務の範囲に含まれていない。
- (2) 保険契約固有の事項でなくとも、顧客から照会・質問があった場合には当該事項について説明する義務が生じると考えられるが、契約締結の際、契約者から課税上の取扱いに関する個別の問い合わせもなかった。
- (3) 当社は、ご契約のしおりや契約後に毎年契約者宛に送付される契約内容通知文書により、課税上の取扱いについての情報提供をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。